

## 正 誤 表

『<平成 28 年 3 月申告用> 所得税 確定申告の手引』(平成 28 年 1 月 10 日発行及び平成 28 年 1 月 25 日発行)において、下記の誤りがありました。お詫びの上、以下の通りに訂正させていただきます。

税務研究会出版局

◆ 837 頁 既存住宅の耐震改修をした場合の所得税額の特別控除

下から 14 行目

(誤) 居住者が、平成 23 年 6 月 30 日から平成 31 年 6 月 30 日まで

(正) 居住者が、平成 23 年 6 月 30 日から平成 26 年 3 月 31 日まで

下から 11 行目の次の段落に下記の文章の追加

平成 26 年 4 月 1 日から平成 31 年 6 月 30 日までの間に、住宅耐震改修を行った場合は、下記 (2) のその住宅の耐震改修に係る耐震工事の標準的な費用の額 (その住宅耐震改修の費用に関し、補助金等の交付を受ける場合には、その金額からその補助金等の額を控除した金額をいう。) の 10%を、その者のその年分の所得税の額から控除することができます。

(平 28. 3. 4)